

医療保険に関する登録データ確認の協力のお願いに係る Q&A

【全般・目的】

問1	なぜ医療保険に関するデータの確認が必要なのでしょうか
問2	個人番号（マイナンバー）の提出を求める行為はどのような権限に基づいて行っているのでしょうか
問3	個人番号（マイナンバー）を提出して、情報が漏洩する心配はないのでしょうか
問4	そもそも個人番号（マイナンバー）を協会に提出した覚えがありません
問5	マイナンバーカードを健康保険証として利用するメリットはあるのでしょうか
問6	回答書は、必ず提出しなければならないのでしょうか。また、回答を拒否することもできるのでしょうか（罰則はあるのでしょうか）
問7	回答書を提出しなかった場合、どのような不利益が生じるのでしょうか

【実施方法】

問8	提出期限に間に合わない場合はどうしたらよいのでしょうか
問9	事業主は具体的に何をすればいいのでしょうか
問10	従業員が遠方により、提出期限までに一部対象者について確認ができません。確認ができた分だけを先に提出をしてよいのでしょうか
問11	確認対象者リストに記載されている対象者がすでに退職（もしくは扶養削除）済みの場合は提出不要でしょうか
問12	回答書以外の別の申請書類も同封して提出してよいのでしょうか

【提出方法】

問13	事業主がとりまとめた封書は、どこに提出するのでしょうか
問14	事業主がとりまとめた封書は、協会けんぽの支部に提出してもよいのでしょうか
問15	返信用封筒を紛失してしまったのですが、協会けんぽへの提出はどのように行えばよいのでしょうか
問16	回答書は、確認対象者本人から直接協会けんぽへ提出させてもよいのでしょうか
問17	提出した書類が到着したかどうかの確認はできるのでしょうか

【そのほか】

問18	回答した後、医療情報等の閲覧制限が解除されるまでにどの程度の期間がかかりますか
-----	---

【全般・目的】

問1 なぜ医療保険に関するデータの確認が必要なのでしょうか

(答)

厚生労働省からの要請に基づき、加入者の皆様が安心して医療機関を受診していただけるように、加入者様の資格情報の確認を行っています。

なお、この確認は、健康保険や年金保険の資格取得届など、事業所を経由して、日本年金機構及び当協会にご提出いただきました書類にご記載の5情報（漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所）と住民票に記載されている情報との突き合わせ作業を行った結果、情報に異なる箇所がある方を対象に実施しています。

問2 個人番号（マイナンバー）の提出を求める行為はどのような権限に基づいて行っているのでしょうか

(答)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「マイナンバー法」という。）第14条及び健康保険法第197条に基づき、協会はマイナンバーを業務に活用する者として、個人番号（マイナンバー）の提出を求めることができることとされています。

【参考】

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）

（提供の要求）

第十四条 個人番号利用事務等実施者は、個人番号利用事務等を処理するために必要があるときは、本人又は他の個人番号利用事務等実施者に対し個人番号の提供を求めることができる。

2 個人番号利用事務実施者（政令で定めるものに限る。第十九条第四号において同じ。）は、個人番号利用事務を処理するために必要があるときは、住民基本台帳法第三十条の九から第三十条の十二までの規定により、地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）に対し機構保存本人確認情報（同法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。第十九条第四号及び第四十八条において同じ。）の提供を求めることができる。

- 健康保険法（大正11年法律第70号）

（報告等）

第一百九十七条 保険者（厚生労働大臣が行う第五条第二項及び第百二十三条第二項に規定する業務に関しては、厚生労働大臣。次項において同じ。）は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者を使用する事業主に、第四十八条に規定する事項以外の事項に関し報告をさせ、又は文書を提示させ、その他この法律の施行に必要な事務を行わせることができる。

2 保険者は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者（日雇特例被保険者であった者を含む。）又は保険給付を受けるべき者に、保険者又は事業主に対して、この法律の施行に必要な申出若しくは届出をさせ、又は文書を提出させることができる。

問3 個人番号（マイナンバー）を提出して、情報が漏洩する心配はないのでしょうか

（答）

当協会では、個人情報を守るため、個人情報をインターネットから完全に分離された領域で管理・運用する等のシステム面の対策や、職員の教育研修・文書管理の徹底等を図ることで、高いレベルのセキュリティ体制を確立しています。

お客様の個人番号（マイナンバー）については、マイナンバー法に定められた健康保険の業務範囲内のみで利用するとともに、適切な保管・管理に万全を期してまいります。

問4 そもそも個人番号（マイナンバー）を協会に提出した覚えがありません

（答）

新たに会社に就職された際や扶養家族になられた際は、それぞれ事業主様より「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届」、「扶養者（異動）届」をご提出いただいているが、その際には、原則、届出書に個人番号（マイナンバー）のご記入をいただいている。

問5 マイナンバーカードを健康保険証として利用するメリットはあるのでしょうか

（答）

マイナンバーカードを利用して医療機関等を受診した際、薬の処方履歴や過去の健診情報等の提供に同意すると、処方された薬剤や特定健診の結果を医師・薬剤師等と共有でき、多くの情報に基づいた総合的な診断や重複投薬を回避した処方を受けることができます。

また、医療機関等で高額な医療費が発生する場合でも、限度額適用認定証の提出をすることなく、医療機関等の窓口での支払いを自己負担限度額までとすることができます。（従来は、一時的に支払いをした後に還付を受けるか、事前に限度額適用認定証を申請する必要がありました。）

就職や転職により、加入する医療保険が変わっても、健康保険証としてずっと使うことができます。このほか、マイナポータルにおいて、医療費通知情報を入手でき、医療費控除の申告が簡単にできるなどのメリットがあります。

問6 回答書は、必ず提出しなければならないのでしょうか。また、回答を拒否することもできるのでしょうか（罰則はあるのでしょうか）

（答）

任意の協力依頼であることから、確認（回答）を拒否したことによる罰則等はありませんが、確認（回答）をいただけない場合、医療情報の閲覧ができない状態が続くことになります。

本確認の趣旨についてご理解のうえ、できる限り、確認（回答）へのご理解・ご協力をお願いします。

問7 回答書を提出しなかった場合、どのような不利益が生じるのでしょうか

（答）

現在、医療機関等において医療情報（薬剤情報、健診情報等）が閲覧されないよう、医療保険のデータベースに登録されているあなたの医療情報については、一時的に閲覧が停止されており、ご回答いただけない場合、その状態が続くことになります。

【実施方法】

問8 提出期限に間に合わない場合はどうしたらよいのでしょうか

（答）

現在、あなたの医療情報（薬剤情報、健診情報等）の閲覧は、一時的に停止されており、医療機関等において、医療情報の閲覧はできない状態となっています。

できる限り、提出期限内の回答へのご協力をお願いしますが、提出期限を過ぎてご提出いただいた場合でも、医療情報閲覧停止の解除を行いますので、ご提出をお願いします。

問9 事業主は具体的に何をすればいいのでしょうか

（答）

お手数をおかけしますが、確認対象者と、回答書の封入された封書の受け渡しを行い、とりまとめを行ったうえで、協会けんぽにご提出いただきますようお願いします。

なお、確認対象者が資格喪失（扶養削除）済みである場合は、個人配布用封書に、「〇年〇月〇日資格喪失（または扶養解除）済み」と、ご記載のいただき、ご返送いただきますようお願いします。

問10 従業員が遠方により、提出期限までに一部対象者について確認ができません。確認ができた分だけを先に提出をしてよいのでしょうか

（答）

回答書は、可能な限りとりまとめてご提出をお願いしたいのですが、諸事情により、提出期限内での回答のとりまとめができない場合は、揃った分から先にご提出いただき、未提出

分は後日ご提出いただきますようお願ひいたします。

なお、後日未提出分をご提出いただく際は、特定記録郵便等、追跡可能な送付手段によるご送付をお願いします。

問 11 確認対象者リストに記載されている対象者がすでに退職（もしくは扶養削除）済みの場合は提出不要でしょうか

(答)

この確認は、令和6年1月10日時点のデータに基づき作成しています。お手数をおかけしますが、確認対象者が資格喪失（扶養削除）済みである場合は、個人配布用封書の余白に、「〇年〇月〇日資格喪失（または扶養解除）済み」と、ご記載のいただき、ご返送いただきますようお願いします。

問 12 回答書以外の別の申請書類も同封して提出してよいのでしょうか

(答)

今回の確認でご提出いただく書類は回答書のみ（個人番号確認書類含む）とさせていただいている。他の申請書類は同封しないようお願いします。

【提出方法】

問 13 事業主がとりまとめた封書は、どこに提出するのでしょうか

(答)

同封してお送りしている返信用封筒により、「全国健康保険協会 医療保険に関するデータ確認事務局」宛に送付してください。

また、回答書に個人番号をご記入のうえ、ご提出いただく場合があるため、情報セキュリティの観点から、提出用封筒を特定記録郵便（追跡可能な送付手段）としています。お手数をおかけしますが、ご提出の際は、お近くの郵便局窓口へお持ち込みください。

特定記録郵便については、受付記録として郵便局の窓口で受領証が発行されます。お手数をおかけしますが、提出期限までに返信用封筒（特定記録郵便）により、郵便窓口へお持ち込みいただきますよう、ご理解・ご協力をお願いします。

問 14 事業主がとりまとめた封書は、協会けんぽの支部に提出してもよいのでしょうか

(答)

協会けんぽ支部に提出していただくことも可能です。郵送いただく場合は情報セキュリティの観点から、お手数をおかけいたしますが、特定記録郵便等、追跡可能な送付手段により

ご送付をお願いします。

問 15 返信用封筒を紛失してしまったのですが、協会けんぽへの提出はどのように行えばよいのでしょうか

(答)

ご自分で封筒を用意される場合は、全国健康保険協会 医療保険に関するデータ確認事務局(〒100-8782 日本郵便株式会社 銀座郵便局郵便私書箱第155号)宛にご郵送いただきますようお願いします。

なお、郵送いただく場合は情報セキュリティの観点から、お手数をおかけしますが特定記録郵便等、追跡可能な送付手段によりご送付をお願いします。

問 16 回答書は、確認対象者本人から直接協会けんぽへ提出させてよいのでしょうか

(答)

確認対象者ご本人様から直接ご提出していただくことも可能です。郵送いただく場合は情報セキュリティの観点から、お手数をおかけしますが特定記録郵便等、追跡可能な送付手段によりご送付をお願いします。

問 17 提出した書類が到着したかどうかの確認はできるのでしょうか

(答)

特定記録郵便で差出を行った場合、郵便局から受領証が発行されます。日本郵便ホームページの郵便追跡サービスに、受領証に記載されたお問い合わせ番号を入力することにより、確認が行えます。

【そのほか】

問 18 回答した後、医療情報等の閲覧制限が解除されるまでにどの程度の期間がかかるのでしょうか

(答)

ご回答いただいた後、協会けんぽで確認対象者ご本人様の医療保険データ（個人番号との紐づけ）に誤りがないか確認を行います。誤りがないことが確認できましたら、医療情報等の閲覧制限解除の手続きを行います。当該閲覧制限解除等には、ご回答いただいたてから2か月程度を要する見込みです。